

免 許 番 号	
------------	--

## 麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒 東京都		
	名 称	TEL (    )		
薬局開設許可番号	第	号	許可又は免許年月日	年 月 日
の 役 員 を 含 む の 欠 格 条 項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p>令和    年    月    日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: center;">（宛先） 大田区保健所長</p>				
薬局開設許可証等照合者印				

名 称	
-----	--

所在地	TEL (      )
-----	--------------

--	--

店舗総面積： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

調剤室面積： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

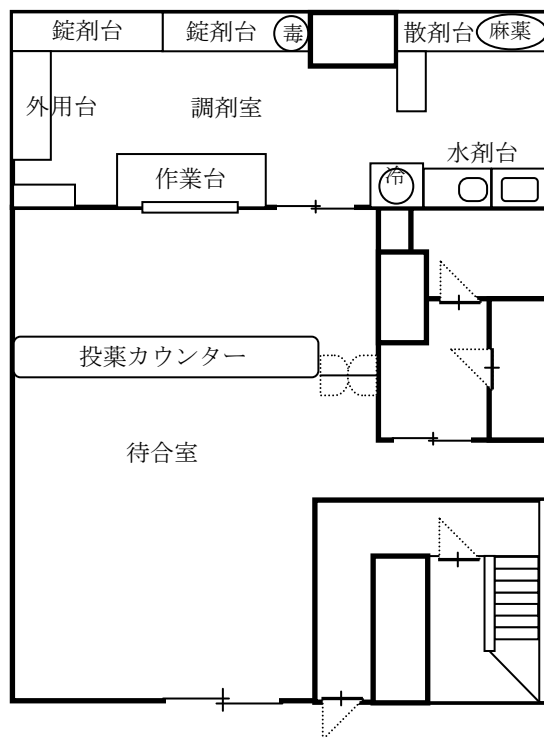
医薬品販売場所面積： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

<input type="checkbox"/> 医薬品販売場所
<input type="checkbox"/> 情報提供設備
<input type="checkbox"/> 第一類医薬品陳列設備
<input type="checkbox"/> 指定第二类医薬品陳列設備
<input type="checkbox"/> 鍵のかかる貯蔵設備
<input type="checkbox"/> 麻薬保管庫

毒物劇物貯蔵設備	
寸法	巾                      cm
	奥行                    cm
	高さ                    cm
材質	木製・スチール
	その他 (                      )

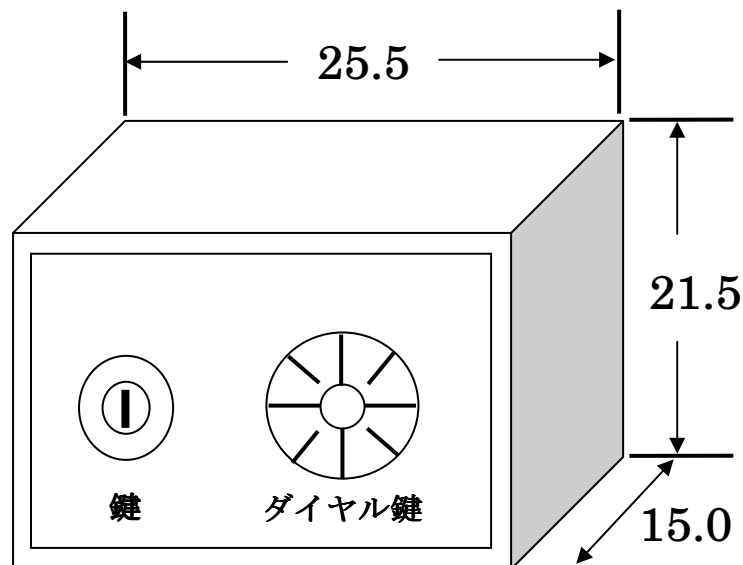
(見本)

### 平面図



麻薬金庫

### 麻薬保管庫立体図

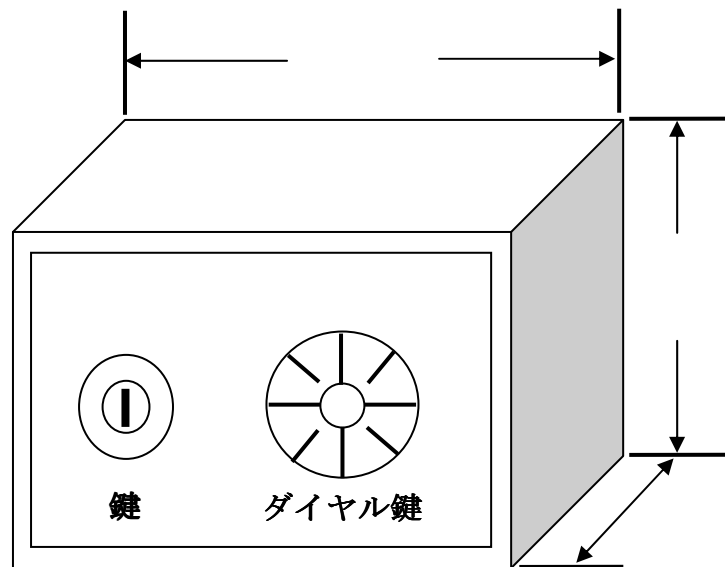


単位 cm

- 材質 : スチール製
- 施錠方法 : 鍵及びダイヤル鍵
- 固定方法 : ネジ・ボルトにより固定  
(重量金庫の場合は重量も明記)

# 麻薬保管庫立体図

( ) 薬局



単位 cm

材質 : スチール製

施錠方法 : 鍵及びダイヤル鍵

固定方法 : ネジ・ボルトにより固定

重量金庫の場合は ( ) kg

# 診 断 書

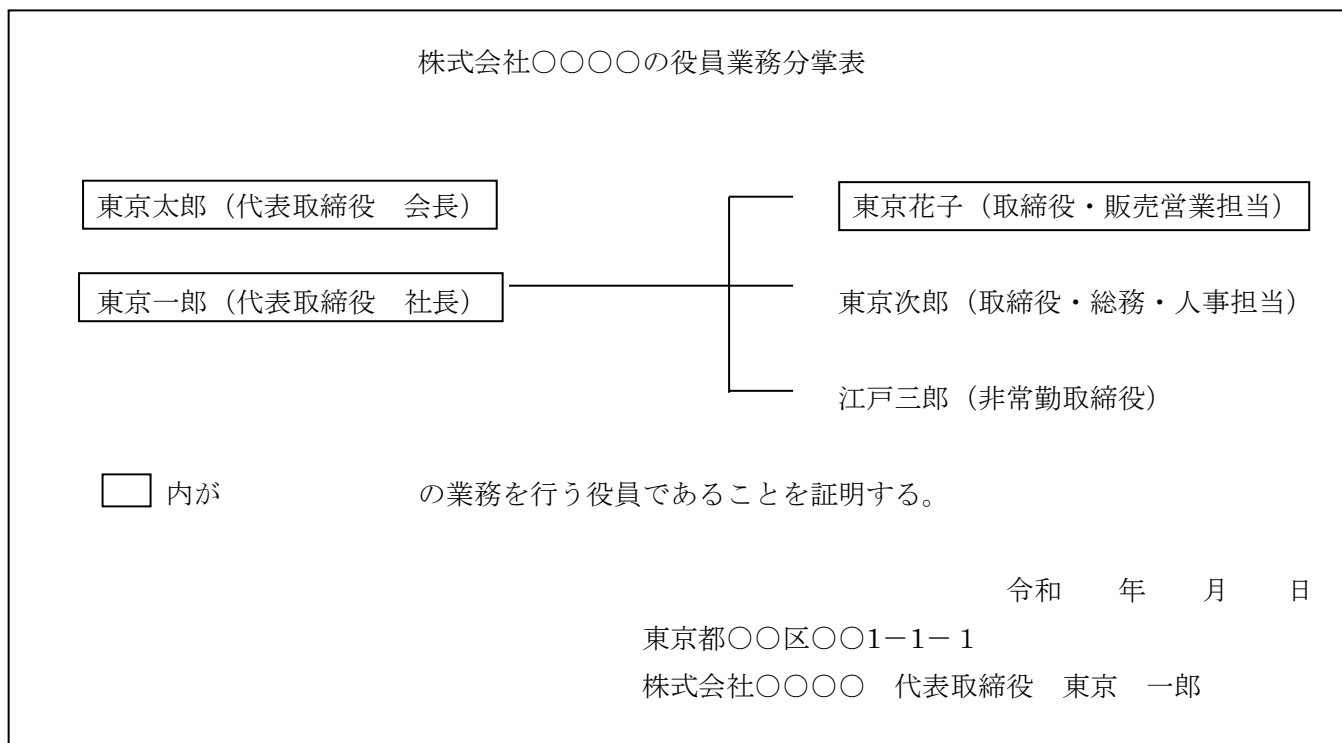
氏 名		性 別	男	女
生 年 月 日		年 令		
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1 精神障害 精神機能の障害</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかに該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に。詳細については別紙も可）</p> <p>_____</p> <p>2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> あり</p>				
診断年月日	令和 年 月 日			
医 師	病院、診療所又は 介護老人保健施設 等の名称			
	所 在 地	TEL		
	氏 名			

\* 各項目について、該当する欄  にチェック印  をつけてください。

＜麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許申請・届出用＞

組織図又は分掌表（申請者が法人の場合の業務を行う役員）

<組織図又は業務分掌表の記載例>



<注意>役員名は申請時におけるすべての役員（監査役・監事を除く）を記載して下さい。また、役員名の上に各役員の役職・担当業務を記載してください。（例：「代表取締役 社長」、「取締役・販売営業担当」等） 代表者の記名が必要です。

《参考》法人の業務を行う役員の範囲は、旧厚生省薬務局企画・審査課長連名通知で、次のように示されています。

**【法人の業務を行う役員の範囲】**

- ・株式会社及び有限会社の場合：代表取締役及び当該許可業態に係る業務を担当する取締役
- ・合名会社の場合：定款に定めがないときは社員全員
- ・合資会社の場合：定款に定めがないときは無限責任社員全員
- ・民法法人・協同組合等の場合：理事全員（ただし、業務を担当しない理事を除く。）
- ・外国会社の場合：日本における代表者（商法第 479 条にいう代表者）
- ・合同会社の場合：定款に別段の定めのないときは社員全員。ただし、社員が「業務執行社員」として登記された場合には、そのうち、「代表社員」とされた者及び当該許可申請に係る業務を担当する者なお、「業務執行社員」として法人が登記された場合には、「代表社員」とされた法人の「職務執行者」及び当該許可申請に係る業務を担当する者